

さまざまな投票方法があります

投票方法には、指定された投票所で投票する以外にさまざまな方法があります。それぞれの条件に当てはまる場合は投票方法を選ぶことができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。



● 住所異動した人の投票

3月14日(火)以降に市内で住所異動した人は、選挙当日は、住所異動前の投票所で投票してください。

投票する日までに県外へ転出した人は投票できません。県内へ転出した人で本市の選挙人名簿に登録されている人は、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を提示するか、投票所で引き続き県内に住所を有することの確認を受ければ投票できます。

● 不在者投票

投票資格がある人で市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。本市か滞在する市区町村にお問い合わせで早めに手続きをしてください。

● 郵便などによる不在者投票

投票所に行くことが困難な重度の障害のある人は、自宅などで投票できる「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。この制度を利用するときは、事前に、市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて早めに手続きをしてください。

投票用紙の請求期限=4月5日(水)(必着)

● 特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により宿泊療養か自宅療養をしている人で一定の要件を満たす場合、郵便などで投票ができます。

● 期日前投票所

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない場合や、新型コロナウイルス感染症対策として投票日当日の投票所の混雑を避けるために、あらかじめ投票できます。市内17カ所のいずれの期日前投票所でも投票でき、入場券と一体の宣誓書にあらかじめ必要事項を記載すると、スムーズに投票できます。各期日前投票所の混雑状況は本市ホームページをご覧ください。

投票所	期間	時間
市役所 1階市民ロビー	4月1日(土)~8日(土)	8時30分~20時
各支所・市民サービスセンター 前橋プラザ元気21・3階	4月3日(月)~8日(土)	9時~20時

● 代理投票・点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載します。また、目の不自由な人は、点字で投票できます。投票所係員に申し出てください。

● 病院や福祉施設に入院・入所中の人

県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人、施設内で投票できます。施設担当者に申し出てください。

あなたの大切な一票を 県議会議員選挙

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 027-898-6742



投票日は
4月9日(日)です



選挙特集

● 選挙の日程など

☎(告示日)3月31日(金)<投票日>4月9日(日)、7時~19時(三夜沢赤城神社氏子会館・西大河原集落センターは18時まで)

投票所=市内99カ所

投票できる人=平成17年4月10日以前に生まれた人で、本市の選挙人名簿に登録されている人



● 選挙公報で情報入手を

候補者の政見などを掲載した選挙公報を上毛・朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の朝刊に折り込みます。これらの新聞を購読していない場合は、郵送します。希望する人は市選挙管理委員会事務局に連絡してください。市役所や各支所・市民サービスセンターなどの市有施設、JR各駅、上毛電鉄中央前橋駅、各郵便局でも備え置きます。また、県選挙管理委員会ホームページにも掲載されます。

● 投票所入場券を郵送します

投票所入場券は、折りたたみ式の圧着ハガキで郵送します。1通に4人分までの入場券が表示されています。切り離して投票所に持参してください。有権者が5人以上の世帯には、複数のハガキを郵送します。入場券には投票所施設名と投票所の略図、投票時間を記載。入場券を紛失した場合は、投票所で再発行しますので、係員に申し出てください。

☎入場券については市民課

☎027-898-6106

● 開票結果はホームページで速報

開票は、投票日の20時10分から市立前橋高体育館で実施。投票状況と開票結果は、本市ホームページで速報を公表します。



投票・開票速報